

北海道釧路総合振興局告示第1095号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条に掲げる小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(釧路総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年12月27日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業 (手繰第三種漁業(ほっきがい))	釧路共第1号共同漁業権漁場区域	毎年、1月1日から6月15日まで及び9月16日から12月31日まで ただし、上記期間のうち、行使承認証に記載された魚種ごとの操業期間とする。	65隻以内	総トン数10トン未満とする。 ただし、操業区域における共同漁業権行使規則において、魚種毎に定められた総トン数と異なる場合は、当該規則に定める船舶総トン数とする。	ア 釧路総合振興局管内に住所を有する者であること。 イ 操業区域に対象とする魚種を内容とする共同漁業権漁場区域を含む場合は、当該漁業権又は組合員行使権を有する者であること。	随時	1. 許可の有効期間は、令和6年3月1日以前の許可は、令和6年3月1日から令和7年2月末日まで、令和6年3月2日以降の許可は、許可日から令和7年2月末日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和6年3月1日以前の認可は、令和6年3月1日から令和6年8月31日まで、令和6年3月2日以降の認可は、認可の日から6か月又は令和7年2月末日のいずれか早い日までとする。 3. この公告に係る申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. この公告に係る許可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2) ほっきがい以外のものを、主たる漁獲の対象としてはならない。 (3) 次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにすわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (4) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。